2.3.4　標準規定

公的機関は、貨物申告書に代えて、船舶の積荷目録の写しを受理する。ただし、当該船舶の積荷目録の写しは、少なくとも勧告規定2.3.1及び標準規定2.3.2に従って要求される情報を含み、並びに標準規定2.3.3に従って署名され、又は認証され、かつ、日付が付されているものでなければならない。

2.3.4.1　勧告規定

公的機関は、標準規定2.3.4を適用する代わりに、標準規定2.3.3に従って署名され、若しくは認証された運送書類の写し又は真正な写しとして認証された運送書類の写しを受理することができる。ただし、貨物の性質及び量に照らしてこのような代替が実行可能であり、並びに勧告規定2.3.1及び標準規定2.3.2に基づいて要請され、かつ、特定されたデータであって運送書類に記載されていないものが別途提出され、かつ、正当な認証を受けていることを条件とする。

2.3.5　標準規定

公的機関は、船長が所持する荷物であって積荷目録に記載されていないものを貨物申告書に記載しないことを認める。ただし、その荷物の細目が別途提出されることを条件とする。

2.4　標準規定

船用品申告書は、船舶の到着及び出発の際に公的機関が船用品に関して要求する情報を提供する基本的な書類とする。

2.4.1　標準規定

公的機関は、船用品申告書が、船長若しくは船舶の他の職員であって船長から正当に委任を受け、かつ、船用品に関して知識を有するものによって日付を付され、かつ、署名されること又は関係する公的機関が認める方法によって認証されることを認める。

2.5　標準規定

乗組員携帯品申告書は、公的機関が乗組員の携帯品に関して要求する情報を提供する基本的な書類とする。この申告書については、船舶の出発の際には、要求してはならない。

2.5.1　標準規定

公的機関は、乗組員携帯品申告書が、船長若しくは船舶の他の職員であって船長から正当に委任を受けたものによって日付を付され、かつ、署名されること又は関係する公的機関が認める方法によって認証されることを認める。また、公的機関は、船舶における確認のため、各乗組員に対し、自己の携帯品に係る申告書に署名すること又は当該公的機関が認める方法によって当該申告書を確認することを要求することができる。

2.5.2　勧告規定

公的機関は、原則として、乗組員の携帯品であって、関税及び租税の免除が認められないもの又は禁止若しくは制限の対象となるもののみの細目を要求すべきである。

2.6　標準規定

乗組員名簿は、公的機関が要求する基本的な書類であって、船舶の到着及び出発の際の乗組員の数及び構成に関するデータを含むものとする。

2.6.1　標準規定

公的機関は、乗組員名簿について次のデータ以外のデータを要求してはならない。

船舶の名称及び国際海事機関船舶識別番号
船舶の旗国
呼出符号
航海番号
姓
名
国籍
地位又は等級
性別
生年月日及び出生地
身分証明書の種類及び番号
身分証明書を発給した国
身分証明書の有効期間の満了の日
船舶の到着港及び到着日又は出発港及び出発日
直前の寄港地

2.6.2　標準規定

公的機関は、乗組員名簿が、船長若しくは船舶の他の職員であって船長から正当に委任を受けたものによって日付を付され、かつ、署名されること又は関係する公的機関が認める方法によって認証されることを認める。

2.6.3　削除

2.6.4　勧告規定

公的機関は、予定された計画に従って航行している船舶が十四日以内に少なくとも一回同一の港に再び寄港する場合であって、乗組員に軽微な変更があったときは、原則として、新たに完全な乗組員名簿の提出を要求すべきでなく、変更を明記した既存の乗組員名簿を受理すべきである。

2.7　標準規定

旅客名簿は、公的機関が要求する基本的な書類であって、船舶の到着及び出発の際の旅客に関するデータを含むものとする。

2.7.1　削除

2.7.2　勧告規定

公的機関は、旅客名簿に氏名が記載されている旅客に対して、当該名簿のほかに、乗船票又は下船票を要求すべきでない。もっとも、公的機関が公衆衛生にとって重大な危険となる特別な問題を有している場合には、国際航海に従事する船舶内の者に対して、到着の際に目的地の住所を書面により示すことを要求することができる。